

東京コミュニティー財団役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人東京コミュニティー財団定款第 27条の規定に基づき、常勤役員の報酬の支給について定めることを目的とする。
なお、非常勤役員は無報酬とする。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、当財団が役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

(常勤役員の定義)

第3条 常勤役員とは、月 13 日以上勤務する役員をいう。
2 会議等出張する場合の拘束時間については、勤務とみなす。

(報酬の額等)

第4条 役員報酬は、月額報酬で設定する。
2 月額報酬は、60 万円を上限として評議員会が別に定める。

(通勤手当)

第5条 役員には、その通勤の実態に応じ、実費相当額を支給する。

(支給日)

第6条 役員報酬は、毎月末日に支給する。

(補足)

第7条 この規程の定めるもののほか、必要な事項は評議員会が定める。

平成 21 年 3 月 31 日制定